お客さま 各位

苫ガス燃料株式会社

消費税率の引き上げに伴うガス料金等の取扱いについて

平素より苫ガス燃料をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、2019年10月1日から消費税率8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税率引き上げ分をガス料金、リース料金及び灯油料金に反映させていただきます。

お客さまのガス料金等の消費税率適用について下記のとおりの取扱いとなりますので、 何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

1. ガス料金

- (1) 2019年9月30日以前から継続してガスをご使用いただいているお客さま
 - ・2019年10月検針分は消費税率8%が適用になり、以降の検針分より消費税率 10%が適用になります。
- (2) 2019年10月1日以降にガスのご使用を開始されるお客さま
 - ・初回検針分より消費税率10%が適用になります。
- 2. リース料金 (ガスもれ警報器・暖房機等)
 - ・2019年10月分のリース料金より消費税率10%が適用になります。
 - ※ただし、「資産の貸付けに関する税率等の経過措置」により、2019年3月31日 以前に契約をされているお客さまは、引き続き消費税率8%が適用になります。

3. 灯油料金

- (1) 電話注文及び定期配送のお客さま
 - ・2019年10月1日以降の配送分より、消費税率10%が適用になります。
- (2) メーター検針(集合住宅等)のお客さま
 - ・上記1. ガス料金と同様の取扱いとなります。

【問い合わせ窓口】

苫ガス燃料株式会社 TEL:0144-34-8081

URL https://nenryo.tomagas.co.jp/